

ID: 59

担当部署: 健康福祉部 子育て支援課

処分の概要	督促手数料及び延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市立保育園条例施行規則 第14条第1項及び第2項		
例 規 番 号	平成17年規則第71号		
【根拠条文】 (督促手数料及び延滞金) 第14条 督促手数料の額は、督促状1通につき100円とする。 2 保育料の納入義務者は、納入期限後にその保育料を納付する場合には、当該納入金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 3 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 4 市長は、納入義務者にやむを得ない理由があると認めたときは、第2項に規定する延滞金を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び附則第3項の規定による。 (延滞金の割合の特例) 3 当分の間、第15条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「延滞金特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合適用年に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合適用年に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 3 年 1 月 1 日